

# 幸せな社会づくりをめざして

## 『障害者差別解消法』を 「ご存じですか?」

平成28年4月1日に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』が施行されてから、2年がたちました。

今月は、あらためて『障害者差別解消法』について考えてみたいと思います。

『障害者差別解消法』の大きな柱が、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」です。

これは、「障がいのある人が社会の中で活動に参加できなかったり、働けなかったりするのには、その人に障がいがあるからではなく、障がいのある人のことを考えないで作られた社会の仕組み（社会的障壁）に問題があるのだ」という考え方に基づいています。

## 「不当な差別的取扱い」の例

- 精神障がいがあることを理由に説明会・シンポジウム等への出席を拒む
- 盲導犬を連れては入れないと、入場や来店を拒否する
- 「合理的配慮の提供」の例
  - 段差がある場合、車イス利用者の補助をしたり、臨時スロープを設置したりする
  - 障がいの特性により、頻繁に席を離れる必要がある場合など、会場の座席位置を扉付近にする

障がいのある人にとって、何が「社会的障壁」になるかはさまざまです。「社会的障壁」を取り除くためには、それぞれの障がいの特性をよく理解し、それぞれに合った解決方法を見つけることが大切です。

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する（第一条より）」ことが『障害者差別解消法』の目的なのです。

■ 人権政策課 (☎23-5415) (FAX37-3184)

## 「ヘルプマーク」を見かけたら

「ヘルプマーク」とは、障がいのある方や妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

「ヘルプマーク」を見かけたら、できる範囲で援助や配慮をお願いします。

くわしい情報は、「広報よなご3月号」に掲載しています。

## 「ヘルプマーク」についてのお問い合わせ

障がい者支援課 (☎23-5159) (FAX23-5393)



## 美術館通信

日本海新聞創刊135周年 西部本社設立35周年 米子市美術館開館35周年記念事業 平成30年度 米子市美術館 特別共催展

### アール・ヌーヴォーの華 ミュシャ展

会期 4月28日(土)～6月3日(日) [会期中無休]  
会場 米子市美術館

19世紀末のヨーロッパで流行した芸術様式「アール・ヌーヴォー」の代表的な画家アルフォンス・ミュシャ [1860-1939] は、パリの舞台女優サラ・ベルナルの演劇ポスターをきっかけに一躍有名になりました。流れるような曲線で描く優美な女性像と、植物をモチーフにした華麗な装飾に彩られた独自の画風を確立し、あらゆるジャンルで才能を開花させました。本展では、ミュシャの代表作であるポスターや室内装飾パネルなどをはじめ、挿絵画家としての作品や装飾デザイン集、商品パッケージからカレンダー、ポストカード、祖国チェコで手がけた切手や紙幣など貴重な資料を含む約400点を展示し、その全容に迫ります。

さらに今回は特別に、昨年米子市に寄贈された、アール・ヌーヴォー期のガラス工芸（井上幸夫・英子コレクション）を一部展示します。どうぞこの機会にあわせてご鑑賞ください。



アルフォンス・ミュシャ  
《黄道十二宮 ラ・プリュム誌のカレンダー》  
1896年 OGATA コレクション

問合せ 米子市美術館 ☎34-2424、FAX33-0679